

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 26 日（金）第 655 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

県立病院局企業管理規程

- 県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 1
○鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 1

県立病院局企業告示

- 鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）（県立病院課取扱い） 2

県立病院局企業管理規程

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 4 号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表21の項第20号中「35①」を「35」に改め、同項第25号中「41②XIV」を「43①XVI」に改め、同項中第32号から第35号までを削り、第36号を第32号とし、第37号から第93号までを4号ずつ繰り上げ、第94号を削り、第95号を第90号とし、第96号を削り、第97号を第91号とし、第98号を第92号とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 小切手（第52条～第61条）」を「第 3 節 削除」に改める。

第 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第13条第 2 項第 2 号中「，現金払込書及び小切手」を「及び現金払込書」に改め、同項第 3 号中「（小切手受領証を含む。）」を削る。

第17条第 1 項第 2 号中「，小切手受領証」を削る。

第18条第 2 項及び第 3 項中「小切手帳，」を削る。

第35条第 2 項を削る。

第41条及び第42条を次のように改める。

第41条及び第42条 削除

第 43 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(16) 前各号に掲げるもののほか、現金により支払うことが適当であると事業管理者が認めた経費

第 47 条第 1 項中「及び手形交換所に加盟する者に手形又は小切手の交換を委託した者」を削り、同条第 3 項を削る。

第 3 章第 3 節を次のように改める。

第 3 節 削除

第 52 条から第 61 条まで 削除

別記様式目次中	「送金通知書 小切手受領書」を「削除 削除」に、	「小切手帳	「削除
		小切手振出簿	削除
		小切手等失効調書	削除
		小切手振出済証明書発行簿	削除
		小切手振出済証明書	削除
		小切手等未払証明書	削除
		小切手等再発行請求書	削除」

に改める。

別記第 37 号様式及び別記第 38 号様式を次のように改める。

第 37 号様式及び第 38 号様式 削除

別記第 46 号様式から別記第 52 号様式までを次のように改める。

第 46 号様式から第 52 号様式まで 削除

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第 3 号

鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱（平成 18 年鹿児島県県立病院局企業告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 10 条中「小切手又は送金通知書の」を「支払調書の」に、「小切手振出済通知書と相互に確認し、」を「現金で」に改め、「小切手又は送金通知書に署名押印（手形交換のために他の金融機関を経て手形交換所に呈示された場合は、当該交換印とすることができる。）させ、」を削る。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 12 条第 1 項中「小切手」を「支払調書」に改め、同条第 3 項を削る。

第 13 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「普通預金と当座預金の相互間の振替え並びに普通預金から通知預金への振替え」を「支払調書の呈示を受けた場合において」に、「送付」を「呈示」に、「これ」を「支払」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 16 条中「毎月」を「3 月」に、「翌月」を「4 月」に改める。

第 17 条を次のように改める。

第 17 条 削除

第 20 条第 2 項を削る。

第 23 条を次のように改める。

第 23 条 削除

別記第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式 削除

別記第 11 号様式を次のように改める。

第 11 号様式 削除

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。